

言いかえて申し上げますならば、委員会というものは、国の一つの事業を行う主たる委員会であり、そこで言明されたことはあくまで守つてもらうということにならなければなりません。しかも、この法律を制定するときには、道路整備五カ年計画によって、道路整備のための財源に充当するという趣旨を、明らかにしておるわけですから、そういうふうになつて参りまして、これがゆがめられていくということになつてくると、私はせっかく作った法律というものは、一つの閣議という団体によつて、組織によつて曲げられてしまうというところは大きなあやまちだと思つて、政府は、こういう法律違反をあえてしてよろしいと大臣はお考えなのですか、どうですか、この点をお伺いいたします。

○池田国務大臣 名前は、臨時失業対策のために使つておるといふておりますが、結局は、これは道路を直す問題でございますので、私は法律違反とは考えておりません。

○井岡委員 名前は失業対策、臨時就労となつておるから法律違反じゃない、こういうことですが、私はそれは大きな間違いだと思つて、失業対策というものは、あくまで主たる目的が失業対策なんです。こういうように大臣はお考えになりますか。

○池田国務大臣 失業の方々は道路を直す方に使つて、こういう考え方でいふておるのであります。

○井岡委員 失業の方々は道路の方に使つて、こういうように申されておりますが、現実には使つておらない、

あくまで失業対策に使われている、従つて、私はそういう考え方は納得するわけには参りません。しかも、法律は明らかにこのことを明示してあるのです。道路整備のために使う金なんだと明示してあるのです。従つて、それだけの金額というものは道路整備のために使われてしかるべきものなんです。それを、失業対策というものは道路を直す失業対策に使うのだからというふうな、こういう回りくどいことをする必要は絶対ない、なぜそういうことをされるのですか。

○池田国務大臣 道路を直すために、失業しておられる方々にその方面にいつていただく、こういう考え方、政府は進んでおるのであります。従つて、法律違反とも思いませんし、またこれが道路を直すために使われておるとわれわれは考えているのであります。

○横鏡委員 閣下は……

○山本委員 閣下は……

○横鏡委員 今の失対事業に対して、大蔵大臣はちよつと認識がないのではないかと思います。失対事業をする場合には、六割以上を人件費として使わなければならない、失対事業とは認めない。従つて、失対事業は道路を直すのが目的ではなくして、金をくれるのが目的で仕事を、一方の道路は、舗装道路をやる場合には、六割以上が資材費に投ぜられなければならない。舗装道路の整備というものは、きかない。従つて、道路整備を計画する場合に、明確な区分がある、この区分を忘れて予算を組んでおつたらば、これは揮発油税を幾ら増徴しても、道路の整備はできない、ましてや

揮発油税は道路の整備、しかもそれを舗装に使う、そういうふうな趣旨であるにもかかわらず、実際には、失対事業の中に費用を入れておる。その失対事業というものは、六割以上を人件費に支払ふ、そういうものでなければ失対事業には認めない、そういう組織の上に立つておる、それなのに、失対事業もいじやないかというふうなことは、ガソリン税というものを目的税の性格でとつておる、五カ年計画だ、十年計画だというふうなことで、道路を整備するのだというふうなことをいつておるが、実際にはそれに反するようないふ行為をしておるのです。この点は、ガソリン税の中からこういうふうな費用を出しておることは、非常な間違いである。ガソリン税の性格に反しておる、こういうふうに考えておるのでありますが、この点、大臣の答弁をお伺いしたい。

○池田国務大臣 一般失対には、そういう制限がございますが、これは一般失対ではないに、特別失対の方に用いておりますから、規定の違反にはならないと考えております。

○横鏡委員 特別失対の方には、どういふふうな通達を出しておりますか。

○池田国務大臣 建設省の方からお答えを願ふことにいたします。

○富樫政府委員 特別失対で実施いたしております道路事業に対しては、労務費が必要経費の大かた三割でございます。ただその労務費のうち、失業者の吸収率が多め定められておりまして、大体八割程度失業者の吸収に充てて、大体八割程度失業者の吸収に充てて、特別失対対策事業は、五カ年計画に計画されました道路のう

ち、失業者吸収に役立つものを選びまして、それに失業者の吸収を兼ねて道路の整備をいたしておるわけでありまして、

○横鏡委員 答弁によつてごまかしてはいかぬと思う。揮発油税を取る場合において、揮発油税の目的に沿わないような答弁をしたのではないかと、このこと。答弁をばかしてはいかぬと思つて、やはり失対事業といふものの性格は、一般の公共事業といふものと、道路整備といふものとは違ふ目的を持つておる。これはあくまでも失業対策の目的として出しておる労働政策であり、社会政策である。そういうふうな労働政策、社会政策といふものと、揮発油税による道路整備の五年計画、十年計画、これによる自動車の道路の整備といふものは全然目的が違ふ。従つて、もしもそういうふうな感覚でもって建設省がこれを認めて道路を作つておるとするならば、それは大蔵省にごまかされておるか、あなた方がこの問題に対する明確な考えを持っていないか、どっちかです。この揮発油税で自動車道路を整備しようといふことは、自動車の専用道路を作るのが目的でない。しかも、その費用の中から相当のものが失対事業なり、臨時就労なりに流れておる、それは社会政策であり、労働政策である、人に金をやるのが目的でやつておる、道路を整備することが目的でない、本末を転倒しておる、その点の見解とそのささえを持つていなかったら、ガソリン税は道路の整備に使われないで、他の面に流れてしまふ、もう一回答弁を願ひます。

○富樫政府委員 失業対策として実施いたします道路事業の目的は、道路の整備をいたすわけでございます。ただ失業者をよけいに使うという点、他の公共事業と違つてあります。ただ道路事業の中には、それに適當なものもございますので、こういう道路事業には、失業者をよけい使うというやり方でもつておるわけでございます。結局金をただやるわけではございませんで、道路を作ることに使われておるわけでありまして、

○横鏡委員 失業者を使つてはいけないといふことを私はいつておるのではない。だけれども、失業者を使う場合には、おのずから財源の出どころがある、その失業者を使つてやる場合には、これは社会政策の見地から、労働政策の見地から出していくのだから、これは一般財源から出すべきだ。そして、その面道路整備なり、あるいは道路整備の補助的な作業なりを続けるべきだ。それを揮発油税という目的の性格で取つて、そうしてこれによつて自動車道路の整備をするのなら、これは明らかに自動車の専用道路を作るべきである、ところが、建設省のこの考え方ができていない、建設省が、この揮発油税を取つておるその道路の計画というものは、自動車も通れば歩行者も通る、自転車も通る一般の混合道路を作るのに努力している、そして、自動車専用道路を作つておるところのものには有料道路、あるいはまた高速度道路を作るならこれもまた有料道路、それから国土縦貫の自動車道路、いわゆる弾丸道路を作る、これは自動車の専用道路です。その財源はどこから持つてくる、これも揮発油税から求めるの

か、こういうふうにも、もしもほんとうに揮発油税を目的税として自動車のための利益をはかって専用道路を作るのなら、国土縦貫の道路なんというものは揮発油税から作るべきだが、そういうものは費用も違うからできないというので、この方面はしない、そしてまた観光道路のようなものは、自動車専用道路もまたはずしてしまふ、そしてもう一つは混合道路に重点を置いて、これは、これは話が違ふ。これは、これは設立の当初から、揮発油税を作るのなら、揮発油税が五割四分か五割六分、その程度のもの、あとは一般財源から繰り入れる、こういうふうな考え方が正しいのであつて、そうである作つて、しかもその負担というものは業者だけの負担になると、道路をこわすのは一体だれかということになる。道路をこわしているのは自衛隊の車だ、あるいはまた駐留軍の車だ、そのほかには、普通道路をこわしているのは官公庁でしよう。水道だ、ガスだ、あるいは電電だ、こういうようなものが実際に道路をこわしてゐる。自動車がこわすよりも役所がこわす方が多いのです。こういうようなことを考えた場合に、混合道路の整備ということではなくて、自動車の専用道路の整備というものを建設省自身が心がけなくてはいかぬと思ふ。しかも、その中から失対事業に金をとられちやつて、これもお前の方でやれ、これもガソリン税でやれ、これは建設省が大蔵省に負けてゐるからです。そんなこともつて日本の自動車の道路の整備なんかできないじゃありませんか。今度の予算だつて、こんなものは押し返さなくてはだめなんです。

す。それでなかつたならば、日本の自動車の道路の整備というものは、揮発油税を幾ら増徴したつてできるものじゃない。この点は、きょうの答弁は、私は了承できないのです。この答弁によつて問題の解決がつくのではなくて、この自動車道路をどう整備するか、混合道路の整備にやない、専用道路の整備だ、混合道路を整備する場合、おのずから揮発油の受け持つ分には限界がある、この点の考え方をお願いしておきたい。私は関連ですから、この程度でとめておきます。

政調交通部会は、揮発油税の増徴を内容とする揮発油税法改正案を検討したが、二十六日の朝塚田政調会長が池田蔵相と話し合つた結果、増徴額は一キロ当たり五千三百円、こういうことに改めたと書いてある。与党の話し合いで改められるだけの雅量を持つ池田大蔵大臣であれば、自分のやつてゐることが間違ひであると野党から指摘されれば、十分改めるだけの用意があらうであらうと思ひます。これが民主主義議会の精神です。この点どうですか。

て創設せられた本旨にのつた経費の支出ではない、一般経常費から出さるべきものです。一般会計からの分を節約して、当然政府の責任において支出しなければならぬ社会保障の一環である経費支出の道を、単なる責任のついで、今日の答弁でごまかして、そういうふうな目的の外に実際に使おうとするのが、私は今大蔵省のとおつておる態度であるというふうに考えるわけです。もちろん建設省にいたしましても、労働省にいたしましても、失業対策に対する費用を要求いたしますことは、当然のことです。それから、その経費をどこから出すかといへば、これはほとんどが道路掃除をやるから整備だといふ名目のもとに、道路の實質的な整備のために目的税として創設せられた税をこれに流用していくといふことは、はなはだもつて不都合な考へであるし、この税の創設せられた根本精神に反するものだし、これは明らかだと思ふ。今まで答弁せられておるのは、全く政府の便宜的な詭弁にすぎない、こういうふうにかけるわけですが、これについて一体どう考へておるか。

の当連合審査会におきましても、この決議は満場一致をもつて通過してゐるはずであります。このようにいたしまして、議会で決議せられたものが全く無視せられて、あべこべにやつてゐるような増徴、しかも六千五百円というような大幅の増徴が企図せられて、しかもその経費が、今申し上げるようないわゆる便宜の措置によつて他に流用せられることは、断じて私どもの承服しがたいところでありまふ。こういうようないわゆる便宜的な措置によつて、その目的税であるものが勝手気ままに流用されるということになれば、将来、私は日本の税体系上からいって、またその経費費目の支出上からいって、これは非常に危険を冒す結果になると思ひますが、これらの点について、もう一度はつきりとした御方針を大臣から承つておきたい。

〇井岡委員 今横濱君が言いましたように、建設省の側へ一べんこの法文を讀んでみて上げましよう。第一条に、「この法律は、道路法に規定する道路の整備その他の改良及び修繕を促進して道路の整備を図り、もつて自動車交通の安全の保持とその能率の増進とに寄与することを目的とする」と、こう明らかにしておるのです。従つて混合道路を直さない、これはやはり道路整備であるから、揮発油税を使つてもよろしいといふことにはなつていないのです。大蔵大臣は、今度の揮発油税の増徴に當つては、道路五カ年計画に基く道路整備費の財源等に関する臨時措置法に基いて値上げするのだと言つておるのです。従つて、あなたの答弁というものは、明らかに答弁のための答弁であるといふことを十分承知しなさい。大臣、あなたもこの答弁をお聞きになつて、この揮発油税というものがほかの方に使われてゐるということがおわかりになつたでしよう、おわかりになつたら改めなさい、新聞にはこういうことが書いてあります。自民党の

〇山口(文)委員 今の大臣の答弁に関連して、見解をお尋ねしたいのですが、今度の揮発油税の増徴の分の使途でありますけれども、その使途の中に、今問題になつております道路の整備といふことに名をかりて、特別失対事業費として十五億、それからまた積雪地帯における道路交通の確保という意味において十億、合計二十五億の支出が予定せられております。道路の整備といふ目的、これは今答弁せられておりますように、口実を設ければ幾らでも設けられると思ひます。けれども、特別失対事業にいたしましても、実はこれは道路の掃除であるとか、そういうことで、実際に揮発油税の目的税として

〇山口(文)委員 今の大蔵省の答弁に關連して、見解をお尋ねしたいのですが、今度の揮発油税の増徴の分の使途でありますけれども、その使途の中に、今問題になつております道路の整備といふことに名をかりて、特別失対事業費として十五億、それからまた積雪地帯における道路交通の確保という意味において十億、合計二十五億の支出が予定せられております。道路の整備といふ目的、これは今答弁せられておりますように、口実を設ければ幾らでも設けられると思ひます。けれども、特別失対事業にいたしましても、実はこれは道路の掃除であるとか、そういうことで、実際に揮発油税の目的税として

第二の点は、昨年の国会におきましても、この揮発油税の増徴に対しては強力な反対がありまして、昨年度は据え置きになつたことは大臣も御承知の通りだと思ひます。そして昨年度この揮発油税の問題が起きたときに、運輸委員会においても、再三、この増徴は、いわゆる今日の陸上運送業界における税負担の限界に達してゐるものである、従つてこれが増徴は不適当であるという決議をして、政府に送付しておるはずであります。また昨年

〇山口(文)委員 それでは、私は納得できないのであります。道路整備等に對してガソリン税だけではいけないから、従つて経費の相当の増加分を支出してゐる、こういうことでございませうが、それでは、具体的に一般会計からどのような道路整備の支出経費が捻出されておるか、私は寡聞にして、まだ

それを存じません。そのようにして一般経費から支出せられるものなら、なせ、ことさらに、この目的税なるものを二十五億も他へ使われるのか。また道路公団に対して、政府が当然投融資等によって建設せしめられるような経費に対しても、百何十億というものが支出せられておる。これは、どうも大臣のおっしゃることが首尾一貫しておらないというふうに考えるわけですが、どうですか。それからまた建設省も、これに対してどういう考えを持っておられるか、労働省も一体どういうふうな受け入れ方でのような目的税を横領しようというのか、口は悪いですが、これも、実際は横領的な行為でありますから、これを一体どう考えておるか伺いたい。

○池田国務大臣 道路公団も、やはり目的とするところは、日本の自動車道路の拡充をはかっておるのであります。昨年度も、これに對しまして数十億円を入れておるのであります。しこうしてまた一般会計からの道路への繰り入れにつきましては、昨年は四億円であったのですが、今年は四十四億円と、十倍以上にふやしておることは、予算に載っておるところでございます。

○山口(次)委員 労働省の方は……。
○山本委員 労働省は来ておりません。
○富樫政府委員 お話しのように、三十二年度予算におきましては、特別失対に十五億、それから積雪寒冷地帯の道路に十億、合せて二十五億が予定されておるわけでありまして、特別失対につきましては、前中し上げましたように、他の一般失対とは違ひまして、失

業者の吸収率は多いございますが、目的は道路の整備をいたすわけでございす。それから積雪寒冷地帯の道路には十億を充てておりますが、これは、三十二年度には一般財源から四十三億を充てられておりますので、この中でまかなうと考えてもよろしいわけでございます。

なお公団に対する補助金が三十億ございす。五、六十年計画に關係のあります道路につきまして、補助をいたすわけでございすので、違法であるとは考えておらない次第でございます。

○山本委員 山口君、なるべく簡単に願ひます。
○山口(次)委員 もう、しませんが……。私は、それでは満足できないのです。とにかく臨時就労対策費としても七十四億組まれておる。一体道路整備といへば、そこらの紙きれを拾って掃除をしても、道路整備という名目になるでしょう。けれども、この揮発油税が目的税として創設せられたときの目的は、そういうものではない。いわゆる道路を整備するということは、未舗装を舗装する、あるいは幅員の狭い道路は、建設省は、あなた自身が計画されたじゃないですか。道路は、その通行するバスの幅員の倍に五十センチ以上の幅員がなければ通っちゃいかぬと計画されて、あなたはさんざんな目にあったじゃありませんか。だから、実際問題として、今日のいわゆる近代の陸上交通にふさわしい道路に整備する目的のために創設されたものである。それを、舗装道路のごみ取りや、あるいはまた、たまった雪を掃除する、そんなべらぼうなものに強奪さ

れてたりますか。そんなものが道路整備になりますか。そんなものは便宜的な詭弁にしかすぎませんよ。そんなことで業者が納めた税金を強奪されてどうなります。

第二に、私はもう一点申し上げておきたいのは、これは大蔵大臣によく聞いておいていただきたい。道路公団等であるほど道路は建設されていくでしょう、けれども、そこへこの業者が納めた税金をつぎ込んで道路を作る、そうしたらその道路はまた通行料をとられるじゃないですか。自分の作った道路で自分の道路と思へば、また通行料を納めなければならぬ、そんなべらぼうな話があるにありませんか。二倍、三倍の税金を納めなければならぬということになるじゃないですか。そんなべらぼうなことをして陸上交通の公益性を守るなどというて、守れますか。あまりにも交通行政に対する政府の認識不足といわざるを得ない。ただ自動車を走らせたからそれでいいんだというもののじゃありません。交通というものは器材を運ぶ、あるいはまた大切な人命、財産を完全に、安全に目的地へ輸送する責任を持っておる。しかるにその業態に対して、このような苛酷な、いわゆる苛徴課求的な仕打ちをやっておいて、そしてただ責任だけを業者ににおかふせて、それで政府は交通政策がとれる、そういうようなお考えは、全くもって私は本末転倒の話だと思ふ。あまりにも陸上交通に対する認識不足であるというふうに私は考えるわけですが、はなはだもって私は遺憾に思ふ。しかも再三にわたって国会において議決せられておる、その議決を無視して六千五百円もの大幅な増徴

をやつて、そうして業界の公益性をみずから政府が奪うようなことをやつて、責任だけを人にすりつけるということは、これはもつてのほかであると思ふ。一体これはどういうふうな考えておられるか、これは両者から完全に納得のいく答弁を願ひたい。

○池田国務大臣 道路の整備は、最も重要な国策の一つでございますので、従来は一般会計からの繰り入れだけであったのですが、昭和二十八年からガソリン税の収入をこれに充てようということで、道路の整備をはかつておるのであります。しこうして今道路公団の方で、ガソリン税を納めながら、また有料道路でお金を取る、二重だ、こういうお話でございますが、有料道路につきましては、ガソリン税によって補助した金額を除いたほかの経費を出しまして、それを一定期間に償却するようにならして、二重課税というふうな非難を受けないような計算をいたしております。

○井岡委員 私が尋ねようと思つていたことを、同僚の山口君が尋ねになりましたので、私はこの点は省きまして。ただ先ほどから大臣が繰り返し申されておることは、失業対策であつても、これは舗装のために使ふんだから道路整備だ、こういうふうに言われておるわけなんです。そこでこの十五億と臨時就労の七十四億を使つてどれだけの道路ができるのか、同時にどこにこれをお使いになるのか、この点を明らかにしておかないと、先ほどの富樫道路局長の話だと、たんば道まで直すような意気込みでおいでになりますか、これは大へなことだと思ふんで

す。ですから、この点、大臣どこにお使いになるか明らかにしていただきたい。

○池田国務大臣 道路整備五カ年計画に基いて、建設省がおやりになることになっておるのであります。どこの道路と私は今存じておりません。これは建設省からお話しすることにいたします。

○井岡委員 大臣は、自分が出してしまつたら、あとはどうなつてもかまわぬのだというふうにお考えになつておられると思うのです。そういうことをするから、土木事業に対して汚職が起つてみたり、金は取られるけれども、道路は一向に直らない、こういう結果が生まれてきておるのです。大臣は、ほかでは非常にこまかいところに氣を使つて、この金はやらない、こういうふうにながらばりますが、道路に使う金は、あるいは業者から取つた金というものは、これはどんなに使つてもかまわぬのだという考え方を改めていただきたい。同時に富樫道路局長、どこに、何に使つて、どれだけできるんだという点を明らかにして下さい。

○富樫政府委員 特別失対事業につきましては、失業者の吸収もあわせてやらなければなりませんので、労働省と打ち合せて地域をきめ、その地域の中で五カ年計画に入つておる道路を実施することになるわけでございす。臨時就労につきましてもは同様でございます。失業者の吸収率がよいでありますので、それらを勘案いたしましてきめて参るわけでございす。ただこれをどこの道路にでも使うということではございせんので、道路五カ年計画の線に沿ひまして、国道、県道

等に使っていくことになるわけであり
ます。

○井岡委員 この法律のできたのは、昭和二十八年の七月ですよ。そうして年次別に、昭和三十年はどこをやる、幾ら使う、三十一年は幾ら、三十二年は幾らと規定してあるんですよ。今時分になって、労働省と相談をしてやるというのでは、あんた、この法律を知ってるんですか、知らないなら知らないとはつきり言いなさいよ、これは二十八年にできて、三十年からちやんと五カ年計画——大臣は五カ年計画に基いてやるんだと言ってるじゃないですか、それを今までやっておられ、どこに使うか、はつきり言ってお下さい。

○富樫政府委員 五カ年計画に沿って実施したすわけでございますが、ただその五カ年計画の実施とあわせて失業者を吸収いたしますので、繰り上げて施行する場合もあるわけであります。この特別失対を実施するのには、失業者を吸収するという条件と、五カ年計画によって実施するという条件と、二つ満たさなければならぬ。その五カ年計画の中から選びまして、その失業者を吸収すべき地域にある道路の整備を実施したすわけであります。

○井岡委員 まだどうしても私の質問したお答えにならない。それからもう一つ明らかにしたのは、これは大へんなことです、大臣は先ほどから、この金は道路を舗装するための失業者に使うんだ、こういうことを繰り返して言うておられる。あなたの答弁は、道路を直さんならぬということ、失業者を何人雇わんならぬということ、同時に、同じウエートを持ってこう言っ

ておる。そうなると、さいせんからの答弁は大へん怪しくなってくる、先ほどの答弁では、あくまで道路を直すということにウエートが置かれて、これにほとんど全部使われるような答弁をされておった、ところが、今のはそうじゃない、この関係は非常に重要だということを、はつきりあなたに認識していただきたい。同時に、大臣、この答弁の違ひは、私は最も明確にしてもらわなければいけません。同時に、先ほどから尋ねている、どこで何キロ、三十年はどどこに何に使った、三十一年度は何に使った、三十二年はどどこに何に使ったということを答弁して下さい。

○富樫政府委員 三十年、三十一年に使用した箇所につきましては、はつきりいたしておりますので、ただいま資料を持っておりませんが、資料として提出してもよろしゅうございませう。

○山本委員 其の資料はすぐ出ますか。

○富樫政府委員 すぐ出ます。

○山本委員 それで至急に取寄せて下さい。

○富樫政府委員 それから三十二年度の計画について申し上げますが、これは内地と北海道に分けてまして、内地の分を、直轄、補助のうちの国道と地方道に分けますと、直轄につきましては、臨時就労が二十二億であります。それから補助につきましては三十五億でございますが、そのうち国道に対して十九億、地方道に対して十五億、こういう割当になっておりますが、ただこの臨時就労につきましては、失業者の吸収ということも考えなければならぬ、まじめなので、まだ箇所はどこを、ある

いは何キロやるということまでいいないわけでありませう。

○井岡委員 大臣、今の御答弁をお聞きになられたすね、あなたは先ほど舗装するために使うのだ、こう言われた、ところが失業者を吸収しなければならぬので、こういう御答弁なのですか。では、先ほどの御答弁と違ひますが、これをどういうようにお考えになるのですか。

○池田國務大臣 道路を直すために使うのです。そうしてその直すのをどういう方々を使うかというときには、失業者を使います、こういうことです。

○井岡委員 違ひのす。道路を直すためにということなんだが、失業者を使わなければいけません、その数もということをおっしゃるのですよ。その数も失業者を使つてということにならないのです。数というものが明らかにウエートを持っておるのです。わずかに一字の違ひでありますが、大臣、この言葉を忘れぬで下さいよ、あなたは非常に計数の明い人ですが、数という字を忘れたのじや計数になりませんよ。どうす。

○池田國務大臣 私は道路五カ年計画によって舗装、修理することを目的としたしまして、そうして時に、また所によって失業者が出ますから、その五カ年計画による道路を出た失業者を使つて直す、こう言うのであります。失業者を五カ年計画以外のものに使うのなら、これは失業者のための費用ということになります、道路五カ年計画によるものにつぎまして失業者をそれに向ける、こういうのでございませう。

すから。道路の舗装、改修に充てる、こういうわけでありませう。

○井岡委員 これは、何は大臣は答弁をうまうまかされても金をもらつた方がその気持ちじゃないのですよ。あなたが出したのだから、こういうような考え方を持っておつたて、それはいいでしようけれども、もつた方はそうじゃないのです。あなたのむすこさんに、このお金で本を買いなさい、こう言つてあなたは渡したから、本を買つておるのだと思つておつても、そのむすこさんがコーヒーを飲んでおつたつてわからない、こういうのと一緒ですよ。そういうことでは、国民の税金である限り、これは納得するわけにはいきません。それから幾ら取つても、何キロ作るかということとは言わな

い、これまた労働省と相談するとか、計画をするのだと言つて、そうしたら、これだけぐらゐらつておいたらいいのだ、こういう考えですか。

○富樫政府委員 三十年、三十一年に実施いたしましたものにつぎましては、ただいま資料を取り寄せておりますので、その上でお答えいたします。

○山本委員 関連して……

○山本委員 永山さん、関連質問は、きようは原則的に認めれない予定ですけれども、先にありましたからお許ししますが、簡単に願ひます。

○永山委員 皆さんの方であらう御議論されておるのではありませんが、建設省の方の答弁があいまいですから、議事が進まないのです、はつきりしていただきたいのは、特別失対事業関係費十五億は、建設省でお使いになるのか言つては、労働省が使うおるのじやないですか。同時に、その分は道路五

カ年計画には関係なしに、いわゆる失業対策に持つてきて労働省が使うおるというように場合に伝わつておるのですが、それをはつきりさせたら、その辺が納まるのじやないか、こう思うのですが……

○富樫政府委員 特別失対事業費は、労働省所管の予算に計上されております。ただこれを実施いたしますためには、建設省に移しがえを受けまして、道路五カ年計画に沿ひまして実施したすわけでございます。

○永山委員 特別失対関係の方は、道路五カ年計画に關係なくして失業対策目的だけでやる。そうして臨時就労対策の關係は、建設省が道路五カ年計画で失業者を使つてやるというやうな工合に伝わつておりますので、この場合特別失業対策關係の費用を、道路五カ年計画の政府計画にはつきり使つておるといふ資料をお出しになることをお願いをいたしておきたい。

○井岡委員 この問題は、大体大臣も答弁が困りになつておるようすから、あまりいじめるのもかえつてどうかと思ひますから、私はこれはやめませう。やめませう、これは明らかに間違いだということだけお認めになつていただきたい。

次に、二十五日の先輩の松原委員の質問に答えて、大臣は、三十年代全産業の収支率は三・七六％であり、自動車事業は六・四三％である、こういうように御答弁になつたのですが、間違ひございませうか。

○池田國務大臣 大蔵事務當局の調査の結果をそういうふうに申し上げました。

○井岡委員 大蔵事務当局の調査の結果と大臣の答弁とは、どういふ関係があるのですか。私は、やはり大臣が御答弁になったから、大臣の御答弁だと思つておるのですが、事務当局が調べたということでは、責任は持てないと思ふのです。

○池田國務大臣 事務当局の調査を私が信じて、私の発言として申し上げたのであります。

○井岡委員 その次に、もう一つお尋ねしておきたい。揮発油税を六千五百円引き上げることによって自動車事業の受ける影響は、特に収入では二%の支出増になる、こういうふうに御答弁なさつたと思うのですが、これは間違ひでございませうか。

○池田國務大臣 利益率が二%低下する、しかも、これは利益の出る前の損金に値するものでございしますから、二%も下ります、こう申し上げておるものであります。

○井岡委員 そこで、私はその比較の面から先にお尋ねするのですが、全産業で比較をされるということ、それから自動車だけを比較をされるということ、これには私は大きなあやまちがある、大臣は数字の名人ですから、数字でございませうとしても、これは間違いです。同じ条件のものを比較をするというのが、私は担税能力を算定する基礎の一番大事なことだと思ふ。特に自動車事業のようなものにおいてはそうであります。従つて、総経費と資産というものは半分々でなければならぬという定説から比べ——こういうものと総資産で、総経費と比べる場合において、それを全然形態の違つたものを持つてきて、これで、こちらの方が高

いからまだ引き上げても大丈夫なんだ、こういう数字のつまみは、私はやめてもらいたいと思ふのですが、この点どうです。

○池田國務大臣 何もごまかしをしておるわけじゃございせん。大蔵省の方で調べました全産業の利益率はこう、自動車運送事業の利益率はこうであります、こう申し上げたのでございします。その計算の根拠その他につきましては、主税局長から答弁させます。

○井岡委員 比較をする場合、同一条件に置かれたものを比較することがいいのです。たとえば、極端な例を申し上げて申しわけありませんが、衆議院の自民党の方々の平均年令を出すのに、地方の自民党の議員を入れてきて、そうして社会党より年令は低いのだというやうな比較の仕方というものはないのです。衆議院の議員の平均年令を出すのは、社会党と自民党の衆議院の内輪のものをもちつて比較するのが正しいのです。それを経営形態が違う、条件の違うものでも引っぱり込んできて、これでどうだというやうな考え方、しかもこれで担税能力があるのだというやうな考え方は、これはあやまちじゃないか、こう言つておるのです、数字を言つておるのではない。

○池田國務大臣 そういろいろいろいろな疑問がございしますから、全産業の収益率はこうでございします、自動車運送業はこうでございします、こう言つておるのでございします。これで御判断願うということでございします。

○井岡委員 それだけならいいのです。いいのですが、大臣は、こういう結果だから担税能力は十分あると言われておるのです。これが問題なんです。

初めの比較の問題を言つておるのではない、そこにウェイトがあるのではない、これで担税能力があるというのか、この比較の仕方は間違ひじゃないかと言つておるのです。

○池田國務大臣 担税力のあるないの問題は、その人の認識でございします。私は昭和三十年度全産業の収益率は三・七六だ、それから自動車運送業は六・四三だ、こういうやうに違つて。そこでガソリン税がもし六千五百円上がった場合には、この利益率がどうなるか、その利率率が二%だから、これを引きますと、全産業は三・七六、自動車運送業は四・四三、こうなつてくる、全産業の収益率よりもまだ上でございしますというのを言つたのであります。上ならば一応の担税力はあると見られるのではないか、これは私の主観でございします。それはそうではないかというのとはあなたのお考えで、私はこういう数字のものと担税力があると見ておるわけなんです。

○井岡委員 主観論で税金をとられたのではたまたまものでないです。しかし、そのことであなたに言つても、あなたはどうやらこれは見解の違ひだから勝手にさらせというやうな言葉使用ですが、そういうことにはなりません。運輸省の調べで、バスは五・二三、ハイヤー、タクシーは六・三三、こういうやうになつておる。ですから、あなたの数字は六・四三なら、これはだいたい違つてきておる。この違つてきているのに、さらに二をここから引いてごらんないか、どうなる。そうして一般の方を比べて、いわゆる全産業を比べて、これでどうだ、こういうやうな言い方というものは、見解の相違だ

けで済まされる問題ではないのです。なぜこのやうに違つてくるのですか、この点……。

○池田國務大臣 運輸省の調べは存じません。私は大蔵省税務当局の調べで申し上げておるのであります。運輸省がどういふ調査をしたのか、私の方としては、税務統計からこういうふうな数字を出しておるのであります。

○山本委員長 井岡委員、發言中まことに申しわけございせんが、実は門司君から、地方税に關連して重要な發言の請求がございします、参議院の方からたびたび請求が来ております。従つて、この際一時あつとを留保していただいて、門司君に交代していただきたいと思ひますが、よろしうございしますか。

○井岡委員 もう一点お尋ねしたいのですが、設備の経営形態——私は先ほどから言つておるのです、自動車というやうな産業は、全産業と比べる場合において、十分その立地条件を考へてもらなければならぬ、こう言つておるのです。そこで大臣にお尋ねしておるのは、設備の経営形態というものの、これをまず考へてもらわなければいけません。自動車の場合は、総資産に対する固定資産が五〇%以上なんです、これを同じやうな条件のもとでやりますと、ほかの産業は七・四六%になるわけなんです。片一方は、大臣の言われる六・四三、これに比べてどういふことになるか、こう言ふんです。これでいいことにならないじゃないですか。担税能力があるといつても、ないじゃないか、この点が問題だ、こう言つておるのです。この点どうなんです、これは大蔵省の調べです。

○池田國務大臣 先ほど米申し上げておりますやうに、私は全産業と自動車運送業を比較したのであります。そして、そういう数字が出たのであります。あなたはその企業とお比べになりますのか、それだったら、その特定の企業と自動車事業と差が出て参ります。全産業でございしますから、自動車運送業よりはいいのもございします。しかし平均で言つておるのでございします。

○松原委員 關連して。今の問題です、つまり全産業と自動車産業とを比べるとということは、担税力を計る上において非常な間違ひだという点を指摘せられておるのだと思ふのであります。ということとは、総資産の中で固定資産が五〇%以上のものを特に全産業から抜き出した場合には、これは設備経営形態事業として、特にそういう統計を出しておる向きがあるのであります。これならば、固定資産が総資産に対して五〇%以上であるやうな条件を持つた全産業を比べてみれば、正しい比較が出る、こう思ふのであります。その際にはそういう条件での設備経営形態の産業全体と、それからその一つであります自動車産業だけ抜き出した場合のこの収益率ないし利益率を比較すると、全産業の方が自動車産業よりもやはり利益率は多い。それはもちろんです、固定資産が多いのですから。固定資産税も納めなければならぬのであります。それも、大体土地等以外は、償却費も要するであります。そういうふうな点が条件が違ふので、それを一般産業と比べることは、この担税力を計るのに必ずしも適當で

○井岡委員 設備の経営形態——私は先ほどから言つておるのです、自動車というやうな産業は、全産業と比べる場合において、十分その立地条件を考へてもらなければならぬ、こう言つておるのです。そこで大臣にお尋ねしておるのは、設備の経営形態というものの、これをまず考へてもらわなければいけません。自動車の場合は、総資産に対する固定資産が五〇%以上なんです、これを同じやうな条件のもとでやりますと、ほかの産業は七・四六%になるわけなんです。片一方は、大臣の言われる六・四三、これに比べてどういふことになるか、こう言ふんです。これでいいことにならないじゃないですか。担税能力があるといつても、ないじゃないか、この点が問題だ、こう言つておるのです。この点どうなんです、これは大蔵省の調べです。

○池田國務大臣 先ほど米申し上げておりますやうに、私は全産業と自動車運送業を比較したのであります。そして、そういう数字が出たのであります。あなたはその企業とお比べになりますのか、それだったら、その特定の企業と自動車事業と差が出て参ります。全産業でございしますから、自動車運送業よりはいいのもございします。しかし平均で言つておるのでございします。

○松原委員 關連して。今の問題です、つまり全産業と自動車産業とを比べるとということは、担税力を計る上において非常な間違ひだという点を指摘せられておるのだと思ふのであります。ということとは、総資産の中で固定資産が五〇%以上のものを特に全産業から抜き出した場合には、これは設備経営形態事業として、特にそういう統計を出しておる向きがあるのであります。これならば、固定資産が総資産に対して五〇%以上であるやうな条件を持つた全産業を比べてみれば、正しい比較が出る、こう思ふのであります。その際にはそういう条件での設備経営形態の産業全体と、それからその一つであります自動車産業だけ抜き出した場合のこの収益率ないし利益率を比較すると、全産業の方が自動車産業よりもやはり利益率は多い。それはもちろんです、固定資産が多いのですから。固定資産税も納めなければならぬのであります。それも、大体土地等以外は、償却費も要するであります。そういうふうな点が条件が違ふので、それを一般産業と比べることは、この担税力を計るのに必ずしも適當で

○井岡委員 設備の経営形態——私は先ほどから言つておるのです、自動車というやうな産業は、全産業と比べる場合において、十分その立地条件を考へてもらなければならぬ、こう言つておるのです。そこで大臣にお尋ねしておるのは、設備の経営形態というものの、これをまず考へてもらわなければいけません。自動車の場合は、総資産に対する固定資産が五〇%以上なんです、これを同じやうな条件のもとでやりますと、ほかの産業は七・四六%になるわけなんです。片一方は、大臣の言われる六・四三、これに比べてどういふことになるか、こう言ふんです。これでいいことにならないじゃないですか。担税能力があるといつても、ないじゃないか、この点が問題だ、こう言つておるのです。この点どうなんです、これは大蔵省の調べです。

○池田國務大臣 先ほど米申し上げておりますやうに、私は全産業と自動車運送業を比較したのであります。そして、そういう数字が出たのであります。あなたはその企業とお比べになりますのか、それだったら、その特定の企業と自動車事業と差が出て参ります。全産業でございしますから、自動車運送業よりはいいのもございします。しかし平均で言つておるのでございします。

○松原委員 關連して。今の問題です、つまり全産業と自動車産業とを比べるとということは、担税力を計る上において非常な間違ひだという点を指摘せられておるのだと思ふのであります。ということとは、総資産の中で固定資産が五〇%以上のものを特に全産業から抜き出した場合には、これは設備経営形態事業として、特にそういう統計を出しておる向きがあるのであります。これならば、固定資産が総資産に対して五〇%以上であるやうな条件を持つた全産業を比べてみれば、正しい比較が出る、こう思ふのであります。その際にはそういう条件での設備経営形態の産業全体と、それからその一つであります自動車産業だけ抜き出した場合のこの収益率ないし利益率を比較すると、全産業の方が自動車産業よりもやはり利益率は多い。それはもちろんです、固定資産が多いのですから。固定資産税も納めなければならぬのであります。それも、大体土地等以外は、償却費も要するであります。そういうふうな点が条件が違ふので、それを一般産業と比べることは、この担税力を計るのに必ずしも適當で

○井岡委員 設備の経営形態——私は先ほどから言つておるのです、自動車というやうな産業は、全産業と比べる場合において、十分その立地条件を考へてもらなければならぬ、こう言つておるのです。そこで大臣にお尋ねしておるのは、設備の経営形態というものの、これをまず考へてもらわなければいけません。自動車の場合は、総資産に対する固定資産が五〇%以上なんです、これを同じやうな条件のもとでやりますと、ほかの産業は七・四六%になるわけなんです。片一方は、大臣の言われる六・四三、これに比べてどういふことになるか、こう言ふんです。これでいいことにならないじゃないですか。担税能力があるといつても、ないじゃないか、この点が問題だ、こう言つておるのです。この点どうなんです、これは大蔵省の調べです。

ない、そこで設備経営形態の全産業と比べる方が正しい。それを比べると、自動車産業の方が悪いのでありますから、この担税力を計る上においては、どうも大臣の結論とは非常に違った結論が出る、こう思うのであります。この点に關して、やはり大蔵省の比べの方がいいのか、それとも私の言う比べの方がいいのか、どっちか一つ大臣から御見解を承わりたいのであります。

○池田國務大臣 比べ方にはいろいろあると思います。資産の状況、あるいは経営形態の状況、あるいはその経営形態が過去の蓄積によるものなりや、いろいろな点があると思います。いろいろな議論の存するところでございます。しかし私は、全企業と自動車運送業と比べればこうなります、こういうのでございませうから、松原さんの言うように、こういうものと比べれば自動車は悪い、今度はこういうものと比べればいいという、いろいろなのが出てきますが、私の申し上げたのは、全企業の平均はこうでございます、自動車産業の平均はこうなっております。お話しのように、ガソリン税が上りますと、必要経費でございませう、所得から納めるのでないで、利益率はほかのものよりも二%も下る、こう申し上げたのであります。

○松原委員 私はそれを尋ねておるのではないで、大蔵大臣の御答弁は数字が間違つておるとは言つてない、その数字は正しいが、比べ方がおかしい。全産業と比べるか、あるいは同じような経営形態のものとは比べるか、どちらの比較の方がその自動車産業の担税力をはかる上においてより正しいか。

もちろん完全ではありません、しかしより正しいかということは、これはおそらく中学生といえどもわかることだと思つたので、大蔵大臣はどうお考えになるか聞いておる。

○池田國務大臣 いろいろな比べ方がございませう。だから、どの分も正しい場合がございませう。これはとり方によりましていろいろ違ひます。従つて、私は前提としてこういうとり方で見ます、こう言つておるのであります。だから、松原さんの方で御研究になりまして、いろいろな比べ方をおやりになることは、どうぞ御研究願ひたい。

○松原委員 それはどうもけしからぬですね。大蔵大臣ともあろう人が、担税力をはかる基礎となる比較論をやつておる際に、それはいろいろのはかり方もあるから御自由におはかりなさいでは、これは大蔵大臣としてあまり不見識だと思つた。担税力をはかるのにいづれが正しいかといふことは、これはほとんど子供といふこともわかつておられます。経営形態が同じような業種同士をはかる方が、経営形態が全く違つたものを持つてきて一緒にしてその平均数字と比較するよりは、はるかに正しいといふことは、これはだれでもわかつておるから、それは大蔵大臣、そんな御強弁はなさらないで、それはやはり大蔵省の比べ方に欠陥があつたんだ、こういう比べ方の方が正しいのだといふことをお認めになる方が、私は池田さんらしいと思つたので、どうでしょうか。

○池田國務大臣 その比べ方はいろいろございませう。資産の状況によつて見るものもございませう。しかし私は、それが悪いというのじゃありません。

より正確な資料をもつて検討しなければならぬと思ひますが、せんだつて松原さんの御質問に対してお答えしたのは、こういうことではないか、こうなつて、担税力があるようにございませう、しかしあなたの方では、こういう計算をする担税力がない、こういうようなお話のようです。それはわれわれとしても今後研究いたしませう。ただ問題は、これをどう言つた理由、私は担税力があると見るのにこういう計算の仕方をしました、あなたの方は、それは間違ひとは言わぬが正確でない、もつとよりよい計算の仕方がある。それは、そういうものもこつちも研究してみませう、こういうことなうございませう。

○井岡委員 委員長から御注意がありまして、研究するということですから、私は最後に言つておきますが、今言われたように、ただその比較によつて税金をとられていくわけですね。そうなるべくと、その企業の結果といふものはどうなるか、こういうことなうです。これは、自動車五十両を持つておられる方が今までの実績をずつと調べられた表があるんです。これは金をとられる方ですから、一番よく知つておると思つた。自分たちの今までの実績をはかつて、そうして来年度の取支はどうなるだろうか、これは心配されるのは当然なんです。こうして見るとみな赤字が出る、その結果は、企業それ自体無理をしなければならぬ。しかもその結果はどうなつてくるかといふと、事故が起つてくる、事故が起れば、それだけまたふえてくる、労働強化になつてくる。こういうことを考えるならば、私は比較論といふものが、單なる比較論の問題だけではない、企業の経営自体に大きな影響を持つておる、こう言つておる。ですから、この点を十分お考えになつて、今までの比較の仕方がある、これを研究して見てより正確にすると言われるのであれば、私はこの際よく研究され、これに基く値上げをなさるわけですから、この値上げ率それ自体も、もう一度再検討をしてみたい、こういうことを申し上げておる。

○山本委員長 門司亮君。

○門司委員 同僚委員からおのおの所管別に質問がされておりますので、私は私の關係いたしております地方行政、いわゆる地方財政に關する点だけをごく簡単に大臣に質問いたしますが、率直に答えていただきたいと思ひます。揮発油の税金が上つて参りますと、地方税でありまして揮発油の税金が当然それと見合ふ額だけ上ることが、大臣の説明書に書いてあります。従つて問題になりますのは、一番先に私の聞いておきたいと思ひますことは、今の討論その他をいろいろ聞いておりますと、大臣の方では、企業内で大体この上つただけの税金は消化できるといふ見通しのように承つておられます。そうだといたしますと、結局これからくるバスの料金が上つたり運搬賃が上つたりするようになつておる、ということに大体なると思ひますが、これが認可権あるいは許可権を持つております運輸省は、そういうことは絶対にしないといふお考えでございませうか。その点を先に一つ承つておきます。

○山内政府委員 現在自動車関係の料金として改訂を進めておりますのは、バスの料金でございまして、これはこの税金だけではなく、昭和二十七年以来運賃が据え置きのままになっておりましたために、全部のバス業者の改訂をしておるわけではないのであります。個々のバス会社について改訂を進めております。それからその他のハイヤー、タクシー及びトラクタにつきては、まだ現在そういう要請がございませうので、検討を進めております。それでこのガソリン税あるいは揮発油税が上りました結果、そのみによりまして運賃が上がるかどうかといふことは、今軽々にお答えできないわけではございませんが、ただ常識的に考へて、そういう支出がふえれば原価がそれだけふえるといふことは、もちろん当然でございませう。ただそういういろいろな運賃は、独占企業でないわけではございませんから、ただ経費の支出だけで運賃を上げるといふことにもなりませんし、要は業界がそれをやつていけないといふことで申請をいたしたときに、役所といたしましてはその内容を検討するわけではございまして、その場合に、原価構成として、この税金が上れば原価に入つて全体的な収支のバランスの計算をするということになることは、申し上げられるわけではございませう。まだトラクタなりハイヤー、タクシー業界におきましては、そういう要請は出ておりません。

○門司委員 私そんなことを聞いておるのではないのです。私の聞いておるの、これは大蔵大臣は企業内でやれるというのだから、それなら一般の国民に影響を及ぼさないといふことになるわけですね。だから、あなたの方はそういうことではないのかといふことを

聞いているのであって、まだ申請があるとかないとかいうことを聞いているのではございませんので、その点は間違いないようにしておいてもらいたい。そういう押し問答をしておると長くなりすから、私どもは絶対に物価に影響がない、運賃の値上げをしないということは、大蔵大臣の答弁で一応聞けると思っています。

その次に大蔵大臣に聞いておきますのは、今日道路が非常に悪くなつておることは御存じの通りであります。この原因はどこからきたかということ、大蔵省ではほんとうにお調べになつたことがありますか。今の道路の荒廃している原因を探らなければ、これが直ちに業者にいいますか、ガソリン税を目的税にしたときも問題があつたと思ひますが、いろいろなることになると思ひますが、一体どういうわけか今日のように道路が荒廃したかということ等について調査されたことがございますか。もし調査されたことがあつたら、その結果をこの際は教えてもらいたいと思ひます。

○池田國務大臣 ガソリンの値が増税によつて上つた、これは全部企業家の方で負担するのだ、私はそう答えたことはございせん。これは、企業家の方で負担できるものは負担していただくし、また前に御質問に對しましてお答えしたように、これは理論上は消費税でございすから、利用者が負担するのが当然でございす。ただその間は、経済の原則によつて片づけられるものと思つております。

それから次の道路の荒廃した原因と云ふことにつきまして、私は特に調査はいたしておりませんが、自分の考え

では、道路の修理がおくれたこともあります。そしてまた交通量が予想以上に非常に多くなつたこともございす。こういういろいろな点が出てくると思ふのであります。そしてまた荒廃の原因にいたしまして、今日日本では、ほとんど全部がセメント道路になつております。これがいかに悪いかわかると問題も相当検討しなければならぬ問題だと思ひます。

○門司委員 最初の御答弁でございすが、この問題は、私は明確にしておきたいと思ひますけれども、理論上利用者が負担するということになりますと、消費者課税だといふ大蔵大臣の答弁だと思ひます。そうすると、ガソリン税の上つただけは結局消費者が負担するということに大体なる、こういうふうには解釈いたしておきます。従つて物価も、バスの運賃も、その他の料金もみんな上るであらうということだけは申し上げて差しつかえないということになつたと思ひます。

その次に、今の道路の問題であります。道路の問題と揮発油税の関係をざつと申し上げて参りますと、これは大臣の方がよく御存じだと思ひますけれども、揮発油税は昭和七年に創設されておりますが、その当時は、大体一般物品税として取り扱われておつたと私は思ひます。これが戦争中は、軍が全部ガソリンを消費することになりましたので、自然消滅のような形でこの税金はなくなつております。そして昭和二十四年からまたあらためて揮発油税といふものができております。それから昭和二十四年から昭和三十一年までガソリン税として取り上げられておりますものが、大体一千五百七十五

億ある。その間に、昭和二十八年の法律改正で、二十九年から目的税としてこれが道路に使われるようになって参りましたのを差し引いてみましても、その前にガソリン税として取りましたものが、一般の国費に使われておることに間違いはございせん。従つて、もしここでガソリン税を目的税として、そして道路の整備に充てるのだといふ考え方が出て参りますと、結局今まで国がガソリン税を取り立てて使つておりました分くらいは、やはりこの際国がこれを支出して、新しい支出のもとに道路を整備していくという考え方が正しいのではないかと。これは、私は池田さんの議論からいへばいろいろ議論はあると思ひますが、道路とガソリン税との関係を調べてみますと、こういう数字が出てきます。従つて、この際ガソリン税の値上げをして国民に負担をかけるというよりも、むしろ国がガソリン税として取つたものを前に一般国費に使つておつたのだから、こういう景気のいいときには、やはり一般の消費者に迷惑をかけないで、国費でこれをまかなつていくということが、この税金と道路との関係、国民の消費との関係を考へて参りますと、私は正しいと思ふのだが、大蔵大臣はそれに対してどういふお考えをお持ちになりますか。

○池田國務大臣 お話しの通りに、ガソリン税ができたのは昭和十一年だつたと思ひます。それからやつたのでございすが、それでは十一年から取つた分を一般会計に取りまして、そして道路の費用とガソリン税の収入がどうなつておるかという問題は、私は計算しておりませんが、もし十一年から

取つた分それが道路に向けられなかつたといふことになる、ガソリン税を取る前の道路費用をどうするかという問題がまた出てくるわけでありす。だから、私はそういうことよりも、昭和二十七年の暮れ、私が通産大臣をしてゐるときに、これは目的税的なものにした方がいいという結論を出しまして、やつておるのであります。だから私は、原則といたしましてガソリン税の分は道路に使う、そして国家財政に余裕があるとは言ひませんが、国家財政の方からでもできるだけ道路の方へ出して、経済の基盤を強化する、こういう考えで進んでおるのであります。

○門司委員 今お話がございましたが、私の考え方と少し違ふようでありす。あまりここで理論闘争だけをやる必要はないかと思ひますが、ガソリン税を目的税にするときの動機と、ガソリン税が国費に使われておつたことと——大臣はその前はどうかと言われまますが、もしもそういう議論が出て参りますならば、一体国の道路行政というものはいかなる姿であるべきかといふことを先に考へなければならぬ。この議論をしてゐると、私は相当長いと思ひます。そうなつて参りますと、私ははつきり聞いておきますが、今日の日本の道路を荒廃させた原因はどうなつておるか、もう一べん聞いておきたい。もし大臣がそういう答弁をされるならば、それにさかのぼつて、処置すべき人がこれを処置していく、負担すべき人が負担していくといふふうに、区分をはつきり分けようではありませんか。

○池田國務大臣 今後の道路の問題につきましては、ガソリン税をこれに充て、そして國の一般財政の方からできるだけこれにさいていこう、こういう方針でやつておるのであります。これでいくべきであると思ひます。過去の問題につきましては、ただ取り過ぎた、これだけやり過ぎたといふことよりも、将来どうしていくかということが私は問題であると思ひます。道路の荒廃の原因は、先ほど申し上げましたように、道路の改良補修といふことよりも、急激に交通量がふえていった、そして改良補修の方に手が十分回らなかつた、こういうことにあると思ひます。従ひまして、道路五カ年計画を立てて、これに向つて國策の最も重要な部分として進んでいこうと思ひます。

○門司委員 大臣はそういうことを言われますが、それなら私は、地方財政の關係から申し上げて、一応大臣の考え方を聞きたいと思ひます。地方財政の今日までの状況は、大臣ごらの通りであります。私は御存じの通りであると思ひます。もし御存じでなければここで申し上げてもよろしうございすが、時間が長くなりますから節約いたしますが、地方財政の一般の現象を見て参りますと、昭和二十五年あたりまでは、消費的経費と投資的経費といふものがほぼ均衡を保つておつたのであります。ところが、御存じのように、だんだんと地方財政が国家財政の犠牲になつてきて、その運営が非常に困難になつて参りますと、消費的経費と称される分、あるいは義務的経費と称される分はなかなか節約するわけには参りません。人の給料を払ふわけにも参りま

取つた分それが道路に向けられなかつたといふことになる、ガソリン税を取る前の道路費用をどうするかという問題がまた出てくるわけでありす。だから、私はそういうことよりも、昭和二十七年の暮れ、私が通産大臣をしてゐるときに、これは目的税的なものにした方がいいという結論を出しまして、やつておるのであります。だから私は、原則といたしましてガソリン税の分は道路に使う、そして国家財政に余裕があるとは言ひませんが、国家財政の方からでもできるだけ道路の方へ出して、経済の基盤を強化する、こういう考えで進んでおるのであります。

○門司委員 大臣はそういうことを言われますが、それなら私は、地方財政の關係から申し上げて、一応大臣の考え方を聞きたいと思ひます。地方財政の今日までの状況は、大臣ごらの通りであります。私は御存じの通りであると思ひます。もし御存じでなければここで申し上げてもよろしうございすが、時間が長くなりますから節約いたしますが、地方財政の一般の現象を見て参りますと、昭和二十五年あたりまでは、消費的経費と投資的経費といふものがほぼ均衡を保つておつたのであります。ところが、御存じのように、だんだんと地方財政が国家財政の犠牲になつてきて、その運営が非常に困難になつて参りますと、消費的経費と称される分、あるいは義務的経費と称される分はなかなか節約するわけには参りません。人の給料を払ふわけにも参りま

せんし、教育を行わねわけにも参りません。従つてだんだんこの面はふえていくが、投資的経費は削減されていく、投資的経費をだんだんと削減せざるを得なくなつて参りますと、そこに出来るものは、道路の荒廃が先に出る参ります。国家財政と地方財政の関連と、地方の道路と国の道路の關係もございましょうが、これが現実の姿だろうと私は思う。県の名前を私はつきり申し上げませんが、さつき申し上げましたようなことで、ある一つの県をモデルとしてとつて参りましても、昭和二十五年からとつて計算をいたして参りまして、そうして消費的経費と投資的経費とをさつきと差額を調べて参りますと、数十億の開きが出て参ります。もし消費的経費と投資的経費が昭和二十五年当時と同じように使われるだけの余裕の財源を持つておつたならば、私は今日のような道路の荒廃は来たさなかつたと思う。さつき申し上げましたように、一つの県の実例をとつて参りますと、ほとんど道路という道路は穴だらけであつて、橋には重量制限をしなければならぬ橋がたくさんある。どこから原因がきておるかという、財政上のそういうアンバランスからきておるのである、従つて、今日の地方の道路の荒廃というものは、あけて今日まであなた方がお考えになつておりました、国は一銭も借金をしないが、地方には五千三百億という大きな借金を背負わねというふうな財政政策をとられてきておるところに原因があると思う。この誤まつた地方財政政策からくる今日の道路の荒廃というものは、おおいがたい事実であります。従つて、これをただ道路が荒廃しておるからが

ソリン税に負担をかけて、そうして一般の消費者にかけようということでは、私は済まされないとと思う。国が神武以来の景気であつて、そうして増収が二千億あるというふうな時代になつておりますときに、国の施策に基いて今日のような道路の荒廃ができておる。これに加えて申し上げなければならぬことは、先ほどから言われておりますような、今日駐留軍が一体どれだけの道路をこわしておるか、日本の道路はどれだけの原則なのか、戦争前の日本の道路というものは、第一国道が、御存じのように、橋梁において十二トン、道路の耐用は六トンの日本が大体基準であつたと思う。今日の日本の運んでおりますトラックの重量からみれば、そういうものを凌駕したものがたくさんあると思ひますが、それよりもっと大きな障害を与えておるのは駐留軍の戦車、何十トンというものを運んでおる、これが今日一番大きく道路を破損しておると思う。だから、道路の破損を直すことのために国民に均分した負担をせよというならば、やはり国がその辺をお考えになつたことがあるかどうかということ、先ほどから荒廃の原因がどこにあるか御存じかということをお私に聞いたのであります。私が今申し上げました、今日の地方道路の荒廃は、国のそうした地方財政計画に対する誤りからきたものであるということ、大臣は一体承認されるかどうか。もう一つは、今日の日本の道路の荒廃は、道路の耐用力より以上の、しかもそれは税金を納めない、税金の取れない、行政協定に基いた外国軍隊の使用ということ、大きな原因があるということ、大臣

もお認めにならざるわけにいかぬと思ふんだが、この点を大臣は認められませんか。

○池田国務大臣 道路の荒廃の原因についていろいろお話がございましたが、御承知の通り昭和二十六、七、あるいは、八、九までは、地方の財政が消費的投資にかなり向けられたのであります。それで、お話しのような建設関係、投資関係の方が非常に出てくるようになりまして、にっちもさっちもいかぬという県が相当できたので、再建整備法によりまして新たに開発しようとしたのであります。幸いに最近の経済界の好況によりまして、国及び地方にも相当自然増収が出てき、そしてまた交付税率も上げまして地方の財政を健全化し、今まで行政水準の低下しておつたのをこれから上昇させていこうといはしておるのであります。一時的の波と申しまするか、地方の消費的支出が過去数年間非常にあつたというので、そういう建設がおくられておつたのであります。これは国の方から出さない、こういうことでございしますが、われわれは地方のあり方につきまして、十分な監督権も持つておりません。昔とは違ひまして、大蔵省には地方財政に対しての監督権はない、ただ法律の命ずるところによりまして交付税を交付するとか、いろいろな財政上の手続をいたしておりますが、これは国ばかりの責任でなしに、全部の責任だと私は考へておるのであります。幸いに経済界の好転を見ましたので、地方の行政水準の確保、向上にこれから相当努めようといはしてあります。なお道路が破損した原因につきましては、これは進駐軍がタンクをやるのも

ありましようが、今の舗装が現在の交通量、あるいは大きいバスとかトラックに耐え得ないところもあるものであります。一がいこうだと断定はできません。いろいろな事情から荒廃してくると思ふのであります。

○門司委員 非常に大臣の認識が不足というよりも、答弁されることのため答弁をされておると思ひますが、先ほどから私が申し上げておりますのは、地方財政の關係では、消費的経費というものは、これは大臣はよけい使つておるような口吻でございしました、これは節約がなかなかできない義務的な経費なんです。国が三百種類にも及ぶような補助金をつけてしましう、補助金の総額は三千億です。これに對應するだけの地方財政というものは必要なんです。だから、国がそうした仕事に対する財源を十分に与えておらないところに今日の大きな借金が出てきておる。その借金の元利払いを、こしは七百六十億もしなければならぬでしよう。

同時に大臣の最も大きな認識の不足だと考へておりますのは、だから再建整備をやつておるといわれますが、再建整備は何なんですか。再建整備で削らなければならぬのは、今までの事業を七五％にせよというのでしやう。七、八、九の三年の平均の七五％に行政水準を切り下げるといふのです。これが再建整備法の骨子でしやう。そういういたしますならば、一休事業量はどうか。現実に今再建整備を行なつておられますところは、七五％にはいつておりません。三年の平均の八五％ぐらいの仕事をしております。しかし再建整備を受けておらないところ

は、一一五％も仕事をいたしてあります。再建整備を受けているところと受けていないところは、三〇％の大きな開きを行行政水準の中に持つております。この開きは、再建整備の終つたころには、再建整備を受けている団体はどうにもならない事態に立ち至ると私は思う。従つて、地方の今日の道路というふうなものは、今大蔵大臣は再建整備でと言われましても、再建整備などやつていればやつていられるほど悪くなりますよ。行政水準を切り下げておりますから、よくはなりません。そういうふうな大臣のお考えでは困ると思ふんです。

それから、国と地方との財政計画の面においてやむを得なかつたというふうなお話でありまますが、もしやむを得なかつたとするならば、国に余裕財源があるならば、地方財源等に対して、道路、橋梁その他にもう少し十分に費用の使えるだけの自立財源を一体どうして与えないかということ、私はどう考へて参りましても、このガソリン税の値上げが一応の消費者負担になつておるといふことがどうしても考えられないということ、それからもう一つは、政府が今日の道路の破損の原因というものを十分に調査しないで、ただこういう状態になつておるから、これにガソリン税を増していったらいいだろうというふうな安易な考えから、これはきいてないかと思ふのです。大臣のお考えは、先ほどからも答弁の中にもありますように、原因がどうであるかということはいくわからぬような話でありましたが、原因がよくわからぬで、ただ末梢的の現象をとらえて、これを消費者負担にかけてい

こうというふうなことになる。参りま
す、ことに、消費者負担がでない
というならば、業者が企業内でこれ
を操作していけということになる、業
者の負担になってくる。私は、こうい
う原因がはつきりしないものについて
は承服するわけには参りませんが、こ
の点もう一応大臣から、あるいはほか
の建設省の方においでになっておれ
ば、建設省の方でよろしゅうございま
すが、道路の今日の破損の原因と、大
体どのくらいの道路計画を立てて、ど
の年度くらいに道路の整備ができるの
か、これは重ねて質問いたしておきま
すが、その点をもう一応お聞かせ願っ
ておきたいと存じます。

○池田田務大臣 再建整備によりまし
て地方自治体の再建をはかつていくの
であります。お話し通りに、事業を
縮小せざるを得ぬことになりま。い
つまでもこうやっておきますと、貧弱
な県はますます貧弱になりますから、
今自然増収その他の経済界の好況によ
りまして、できるだけおくれを取り戻
すように、行政水準の向上をはかつて
いこうとおるのであります。こうい
う経済情勢が続いていきますならば、
わかれわかれが予想しておった以上に
早く立ち直りができるだろうと思ふの
であります。そうして道路の荒廃した
原因につきましても、何も知らぬとい
うんじやございせん。先ほど申し上げ
ましたように、急激に交通量がふ
え、そうしてこれを修理するに十分な
る財源がなかった、こういふことが原
因でございましょう。お話しによ
うに、駐留軍が重いタンクを走らすとい
うこともございましょう、また国内
におきましても、今の道路の負担し得

る力以上のものがたくさん走るとい
うことにも原因があると思ふのでありま
す。いずれにいたしましても、荒廃の
事実を認めまして、これを早く直そう
としておるのがガソリン税を引き上げ
ました一つの目的でございします。

○中井委員 関連して伺いたいのです
が、先ほどから伺っておりますと、道
路の荒廃等については、予想以上の自
動車だとか何だとか、そういったもの
がふえてきた、それから財政再建整備
などという問題についても、好況が続
く限りは予想外に早く片づくのではな
いか、こういうお考えのようでありま
す。私はそういう考えであるならば、
なぜ今回軽油引取税やあるいはガソリ
ン税について、これだけ問題になるこ
とを値上げをする必要があるのであ
る、皆さんの予想以上に増収があるう
と思ふのでありますが、その点につ
いて、どうもあなたの方の御答弁と実
政の計画されておること、——それ
は十分財源を確保するために、慎重の
上に慎重にといえはそれまででありま
すが、あまりにどうも場当たりな御答
弁のように思ふのであります。これは基
本の問題であります、今後とも自動
車の数、あるいはガソリンの消費税な
どは皆さんの予想以上にふえるだろう
と思ひます。ふえるのになぜ値上げを
しなければならぬのか。この基本問題
をもう一度伺つておきたいと思ひま
す。

○池田田務大臣 再建整備の方の関係
は、わが国全体の経済の問題を言つて
おるのでございします。もちろんそれ
によりまして、ガソリンの消費もふえて
参りましょう。われわれは累年ガソリ
ンの消費のふえることも見込んでおり
ます。そうして経済界が好転いたしま
して、他の租税収入の増加も見込めま
す。従いまして、交付税の増加も予定
しまして、経済界の好況と、ガソリン
税の増収等を見込みまして、道路整備
も予定通りにいくんじやないか、こう
いうことをお答えしておるのでありま
す。

○中井委員 おそらくこの問題は、こ
の前の連合審査会でも大いに問題に
なつたろうと私は考えておるので、こ
れ以上聞きませんけれども、政府は、
これまで大い資料を出しになると
きには、決算を見ますと、その資料と
非常な差がある。その一番大きい差
のありますのは、このガソリン税であ
ります。これを目的税にいたしますと
きには、建設委員会においてどうして
も目的税にしろと言ひますし、それ
について当時の大蔵省の渡邊主税局長
でありましたか、目的税は困るという
てずいぶんがんばりました。しかしわ
れわれは、これはきつと諸君の予想よ
りも現実においてはうんとふえるか
ら、目的税にすれば率を上げなくても
大丈夫ですと、くどくどと申ししま
して、あの案は通つたように記憶をいた
しておられます。結果を見ると、われわ
れの予想通りふえております。しか
るにまたことし値上げをする。この点
は、大蔵大臣は、経済界の好況は依然
として続くというのであります。そう
して予想以上に続くというのでありま
す限り、政府のこれまでの御説明が信
用できない、もっともと私はふえる
と思う。ふえるならば、何も率を上げ
る必要はない、こういうふうに思ふの
であります。この点をもう一度念を押
して伺ひます。

○池田田務大臣 過去において予想以
上にふえたと申し上げました。将来予
想以上にふえるというのではありませ
ん。しこうしてわれわれは、将来相当
ガソリンの消費もふえると思ひます。
しかし道路五カ年計画によりまして早
く整備したい。量もふえますが、
この際増税していただいて、早く道路
整備をしよう、こういうことでありま
す。

○門司委員 私は時間がございませ
んで、そう長く申し上げませんが、こ
の際もう一つ伺つておきたいと思ひま
すことは、ごく最近の新聞か何かに、
大臣は、ガソリン税については今の六
千五百円を少しくらい下げてもいいと
いうような談話が何かを發表されたよ
うに私見しておりますが、これは事実で
すか。

○池田田務大臣 私は、ガソリン税に
つきましては、私の意見を言つたこと
はございせん。ただ党の幹部の政調
会長が私のところに相談に來られたこ
とは事実でございします。

○門司委員 私がこのことを聞いてお
りますのは、ガソリン税が下つて参り
ますと、私の方の所管になつて参りま
す、軽油税にも関連を持っております
で聞いておきたいと思ひますが、党の
方でもしこれが下げられる、いわゆる
議員の修正というか、そういう形で税
率が下つて参るといふことになりま
す、私は当然最初考えられた国の収入
の方に響いてくると思ひますが、そう
いふ場合に、大臣はどうされますか。

○池田田務大臣 私は六千五百円の増
税で御審議を願つておるのでありま
す。まだ結論は出ておりませんので、
結論がどう出るかによつての対策をこ
こで申し上げることは、早過ぎるの
じやないかと思ひます。いずれにいた
しましても、私は予算の数字は絶対確
保したい、こういう考えでおりま
す。

○門司委員 これは非常に微妙な形に
なつて参りますが、予算はいわゆる予
算でありまして、率がどう變つてきて
も予算の総額は確保したいということ
になつて参りますと、これを審議いた
します場合においては、非常に妙なも
のが出て参りまして、税率が下つても
税総額が確保されるということにな
ると、何だか今提案されておるものが
いかげん——と言つたとおしかりを受
けるかもしれません、はつきりした基礎
の上に立つていないのじやないかとい
う考えも出てくるのであります。この問
題について、大臣は税率を下げようと
言つたことではないという御答弁でござ
いますので、私はそれでそれ以上追及
はいたしません。今お話しになつたこ
とから憶測をいたして参りますと、大
臣といたしましては、この税金がやめ
られるか、あるいは税率が下つて参
つてもやむを得ぬというようにお考え
になつておるといふことに解釈してお
いてよろしゅうございしますか。

○池田田務大臣 私は、六千五百円で
御審議願つておるのでございします。ぜ
ひ六千五百円で御決定を願ひたい、こ
う熱望いたしております。

○門司委員 大臣の立場としては、そ
う言わざるを得ないと私は思ひます。
しかし、これはいつまでも押し問答し
てゐるわけにいかない段階に來てゐる
と私は思ひます。従つて、大臣もやは
りこの場合は、大臣の立場だけでなく
して、国会の意思は尊重するというく

らしいことは私は言われても一向差しつかえないと思う。どうなんですか、そういうお気持はございますか。

○池田国務大臣 国会の意思を尊重せぬということは、私も国会議員でございまして言えない。だから民主的に、政府としてはこれがいとおしいです、こういうことで御審議願っておるのであります。国会は国権の最高權威でございますから、どうぞ一つわれわれの熱望をお聞き下さることをお願いいたします。

○門司委員 大休大臣の答弁はその程度だと私は思います。またそういうこと以外に言えないと思います。言えないと思ひますので、これ以上私はこの問題に対しての大臣との押し問答はいたしません、問題はガソリン税の値上げが妥当であるかどうかということにもう一応さかのぼってお聞きしておきたいと思ひますことは、先ほどから申し上げておりますように、道路の荒廃についてこれを直すということ、私はこの一つの目的だと思ひます。新しい道路をつくるというならば、それから新たにくる受益者にある程度負担させるということも一応考えられる。しかし、今までの荒廃したものを整備するということがなつて参りますと、その荒廃させた原因が那邊にあるかということが明確にならなければ、それを負担するものもまたおのずから明確にならないということに結論はなると思ふ。今日道路の荒廃しております最も大きな原因は、いろいろな問題があるでございまして、簡単に申し上げて参りますならば、先ほどから申し上げておりますように、日本の道路の力というものは、ほ

んとくに一番いい道路でも大体六トンを基準にいたしておりますから、コンクリートの厚みというものは、大体十七センチかそこらに規定されておつた、橋梁は十二トンで制限しておつた。それに、大臣はいろいろ大きなものができてきたというが、これも何もバス業者あるいはその他の人が勝手にバスを大きくしたわけではございませぬ。建設省なりどこなりがこれを許可し認めて、こういうものが動いておるのである。そういういたしますと、道路行政と交通行政のマッチが行われていなかったというところに私は原因があると思ふ。今日の道路の荒廃はそこだと思ふ。道路行政と運輸行政とが完全に一致しておれば、今日のような問題は私は起らなかったと思ふ。運輸行政はかくあるべきだ、時代の趨勢でこうなるのだ、それならば、道路はこう直さなければならぬということ、政府当局が十分この間の連絡がとれておつたならば、私は今日のような状態にはならなかつたと思ふ。この点については、大蔵大臣はどうお考えになりますか。

○池田国務大臣 道路行政、交通行政、運輸行政は、できるだけマッチしていくように努力して参つておるのであります。お話しのように、完全無欠とは参りませんが、そういうマッチはしてきたのでございしますが、なお交通量の増加等によりまして十分でないで、道路五カ年計画を立てて、そうして輸送の完璧を期しておる状況でございします。

○門司委員 それは今日の状態であつて、少くとも原因は、先ほどから申し上げておりますように、運輸、交通、道路

の行政というものは必ず一本でなければ、完璧を期しておかなければ、今日のような結果の来ることはわかつておるのである。政府は、今日まで国の財政を一体どこに使つたのか。また私どもが観念的に言うておるとおしかりを受けるかもしれないが、国の予算の使い方も、行政協定に基づく費用といつたしましても、行政協定というものはことごとく軍事道路でしょう。たぐさんの道路ができておるが、日本の産業経済にプラスのためにつけた道路がございしますか、ほとんど米軍の要請に基づく軍事道路にほかならない。今の日本の道路行政を見てごらんさない、ちやうど昔の道路行政の一番先に、国道とは、帝都から師団司令部、軍司令部、県庁の所在地に通ずる道路を国道というて書いてあつた、これが日本の定義でしよう。最近の国道というものは、あるいは行政協定に基づくものを考へてごらんさない、米軍司令部から米軍基地に通ずるものを国道ということに変えた方が私はいくらいだと思ふ。そういうところに、行政協定その他たくさん費用が使われておる。そうして交通量が自然に増すということは、これは社会の進化に従つて当然であります。当然来るべきものが来ておることについて、その原因が十分にわからなかつて、そうしてこれを国民、消費者に負担せよというものを考へ方は、私は誤まりだと思ふ。少くとも国が今日のまでの道路行政に対してはもとくに反省しておるというならば、今荒廃しておる道路の修理は、消費者がそれだけよけい負担せよというふうな考へ方ではなくして、やはりこういう景気のいい

ときは、ガソリン税その他の値上げはやめて、一般の国費でこれは修理するといふもの考へ方が正しいのであつて、私はそう考へておる、また私は、それが正しい理論だと考へる。国が道路行政に対して十分な処置をしていない、そうして予算の使い方を誤まつた方に使つておる、そうして破綻が出てきたから、それは国民一般に負担せよといふことは、あまりにも私は勝手過ぎると思ふ。こういう考へ方に対しては大臣はどうお考えになるか、もう一度私はそれを聞いておきたいと思ふ。

○池田国務大臣 一般会計の方からも負担いたしますが、ガソリン税を目的税とした趣旨から申しまして、ガソリン税で原則として道路を修理する、そしてまた一般会計からできるだけこれを補充して出す、こういうことが将来の道路の改修に適切な方策だと考へております。

○門司委員 私はガソリン税を道路に使うとは言つておりません。新しい道路その他ができて、新しく建設されるもの等については、あるいはそういうことが考へられるかもしれない。しかし過去の荒廃したものを直す、道路を整備するという建前からいいますならば、やはりこれは当然国が持つておつた道路行政の責任は国が負つて解決すべきである、こういう状態にまで持ってきたということ自身に国は責任を感じべきだと思ふ。その責任を感じないで消費者に負担せよといふもの考へ方は、やはり私は誤りだと思ふ。私は、この税金は、この際取りやめられた方が政府のためでもあると考へております。それがまた一応日本の道路行政としての今日までの処置の誤

まりを償ふことにもなりますし、将来の道路行政に対する考へ方も私ははっきりして置くと思ふ。こういう点について、もう一応御答弁を願つておきたいと思ひます。

○池田国務大臣 ただいまお答えした通りでございします。やはりガソリン税の増徴によつて早急に改修する、ただそればかりでも十分でないで、できるだけ一般会計の方からも出していきう、これで進みたいと思ひます。

○山口(丈)委員 関連して。今の御答弁に関連して一問だけお聞きしておきたいのです。

今の大臣の答弁では、院議を尊重する、国家の最高決議機関でありますから当然これは尊重すべきだと、まことにやかに御答弁になりました。しかしからばこのガソリン税を目的税に変えて、そして昭和二十九年に道路整備五カ年計画が樹立されて、そのときは大体二千六百億の予算総額をもつて道路整備五カ年計画を遂行する、そしてその総額のうちのほぼ五五%に当るものをガソリン税をもつて充てる、残りの四六%は国費でもつてこれを支弁する、こういうことで一応決議されて、この五カ年計画は遂行せられておるのであります。今、大臣が言われまますように、これを尊重していくということになれば、当然国家もこれに見合う予算を組むべきであります。しかるに先ほどの私の質問に対して、本年は一般会計から四十四億という莫大なものを増額しているのだと切り返してきた。また門司委員の質問に対しても、尊重する、しかし実際に過去のその内容を調べてみますと、ガソリン税の方では、当初の予定であります千四百億に、一

それから日本のガソリン税はアメリカを除く他国より低い、この二点に要約できる、こういうふうに思われるのでありますが、これは大臣でなくて、主税局長でいいのですが、そういうお考えですか。

○原政府委員 大体それでよろしゅうございます。

○中島委員 そこで先ほど門司委員から質問したときに、道路の関係を調査したことはないと大蔵大臣は言われておりました。全くその通りで、非常な認識不足です。いいですか、道路の整備をすれば、何年か後にはあなたのお考えのようになることは、これは事実です。しかし道路の整備にかかるときは、これは道路局長もおられるからよくおわかりですが、つまり、直ちに舗装するわけにはいかない。すなわち、一カ年かかってわずか三百メートルか五百メートルの道路を改修して、その翌年また一年かかって舗装するので、その間は、その三倍も四倍もいなか道を遠回りしたり、あるいは片方交通で石ばかりの道をごとごと走ったりしている、道路整備にかかって二年か三年の間、一番被害を受けるのは自動車事業者です。従いまして、きょうここに予算を計上して、あすからトラックがアスファルトの上を通るといふようなお考えは大きな間違いであつて、道路を整備することによって目前において一番被害を受けるのは自動車事業者である、だからその議論は当りません。それからアメリカを除いて諸外国と比較すれば、わが国が最も低率であると申しますけれども、これは税負担力、つまり国民所得というような点からお考えにならねばならぬと思うので

す。国民所得の点につきましては、私が申し上げるまでもありませんが、一九五三年の統計によりますと、日本が一人当たり五万九千七百六十円、アメリカは六十六万九千六百円、スウェーデンが三十八万二千六百円、カナダが四十六万八千円というように、国民所得において七、八倍ないし十数倍というような開きのあることが第一点です。

それからもう一つの違いは、アメリカなどは乗用車が八〇%を占めておりまして、トラック、バスが一五%ないし二〇%という状態になっておる。日本は逆で、トラック、バスが八〇%で、乗用車が一七%くらいしかありません。従いまして、国民経済に与える影響というものは非常に大きいのです。こういうように、国民所得の面から見、税負担力から見まして、それから自動車の使用種別から見まして、どうしても揮発油税の増徴は理屈に合わない。ことに三十五年度の道路利用者会議の統計によりますと、日本の自動車は一台当たりいろいろな税で六十五万五千円というものが課せられておる、こういうような状態なんです。従って大蔵当局の言われるところの、道路整備によって自動車の受益が多いから増徴するといふことも、当面の問題として当らないし、それから第二の問題として、諸外国と比較してわが国は低率であるといふことも、この税負担力、個人の所得、それからその他の名目で課せられて、一台当たり六十五万五千円というものを負担しておるというところから見ても当らない、こういうふうに考えるのですが、これらについて御調査なさったことがあるかどうか、この点を承りたいと思います。

○原政府委員 国民所得との比較は私どもいたしておりますが、これは先般の連合委員会でもお話が出ました通り、私どもは、そういう面で国民所得の比率で税負担の比率を調整するといふのは正しくない、それじゃ大へんな結果になると思います。

それから、自動車に対する税負担は総括してどうかという調べは、私どもの調べでは、現在日本では、燃料費まで入れ、自動車税も入れ、物品税も入れ、一台当たり六万四千円という数字を持っております。これに比較をされましますのは、アメリカは四万二千円、イギリスは八万二千円、フランスは八万七千円、西独は九万円、概数であります。そういう調べを持っております。

○中島委員 主税局長の關係は、若干私と食い違ふところがありますが、あとにして、そこで大蔵大臣に質問いたしますが、十六国会におきまして、先ほどから同僚委員からいろいろの質問がありまして、道路整備費の財源等に関する臨時措置法なる法律案が通過いたしておるのであります。この法案は、非常に当時の苦しい国の財政においても、道路の整備だけはゆるがせにできないというような観点から、ガソリン税を目的税の性格のものに改めて、さらにそれにプラス・アルファを一般会計として道路整備に当てる、こういう決議であつたのであります。大臣は御記憶がおりますか。

○池田田務大臣 そういふことは知っております。

○中島委員 それで、その後における昭和二十九年、三十年、三十一年の道路整備費にどれだけ支出されておるか

と申しますと、一々年次ごとに申し上げるのも、時間があるまいので省きますけれども、この三カ年間に八百二十九億二千百万円使つておるのです。そのうち、ガソリン税から八百四億一千七百万円であり、一般会計からはわずかに二十五億八百万円、三%弱しか一般会計から出ておらないのです。ことに昨年度昭和三十一年度におきましては、三百四十七億二千七百万円のうち、ガソリン税からは三百四十三億二千百万円、一般会計からはわずかに四億六百万円しか出ておらぬ、こういうふうな状況なんでありまして、これはおそらく大蔵省関係の制肘を受けてこうした結果になつておると思うのですが、その間の事情につきましてお答えを願ひたいと思います。

○池田田務大臣 昭和三十一年、三十二年、三十三年度を通じて二十五億といふことも知つております。これは当時の財政事情から申しまして、それだけの余裕がなかったと言わざるを得ないのであります。しかしお話しのような点もございまして、今年、昨年の四億に比べて、先ほど申しましたように四十四億、十一倍も出さうな方針したのであります。今後こういう方針は続けていきたいと考えております。

○中島委員 同僚委員から先ほどいろいろお話がありましたので、この点省略いたしますけれども、本年におきまして、臨時就労費七十四億、失業対策費十五億、積累関係で十億、道路公団に三十億、百二十九億といふ金が、この道路の百パーセント整備という目的以外のところに使われておるので、この就労対策につきましても、同僚の井岡委員その他からも質問があり

ましたので略しますけれども、これは当然同僚諸君の質問の通り、失業対策費から出すべきである。それから道路公団におきましては、この道路公団の目的は、有料道路を作つて、そうして通行料を取つてそれでペイしていく、こういう建前に立っているものでありまして、従つてこれらも本来の目的と違ふのであります。それから先ほど道路局長は、この臨就なんかの関係で道路整備五カ年計画とマツチしてやると――大臣からも局長からもお話がありまして、たけれども、それは確かにその通りでしよう。しかし実際問題といたしまして、なかなかうまくマツチできない。従つて五里も八里も離れたところに朝トラックを集めておき、夕方トラックで迎えるというふうなことで、能率の点において三分の一か四分の一しか上らないような、現在無理な仕事をして、このガソリン税をこれらの方面へ振り向けるというところは、非常に不当なことだと思つておる。これらに対しまして質問いたしましたけれども、先ほど同僚委員が申されたし、押し問答になりますので私やめさせていただきます。そこで大臣にお伺ひいたしたいことは、十二月四日の建設委員会におきまして、時の馬場建設大臣は、明年度、大蔵省に対して九百四十六億の予算請求をしている。そこでその財源といたしまして、ガソリン税の増徴と、それから道路公債、一般財源の三本建にする、こういうような答弁があつたのであります。われわれといたしましては、その比率をはつきりと聞くことはできなかつたけれども、大体その三本

建が平均した比率であらうというように考えておいたのでありますが、結局道路公債は全然認められず、わずかに一般会計から四十四億、こういうことになつておるのであります。そこで私のお伺いしたいことは、当時の建設省と大蔵省との予算折衝の経過について、様子をお伺いしたいのであります。

○池田国務大臣 馬場前建設大臣がどういうことをおっしゃったか、私存じませんが、予算折衝に当りましては、大蔵省の主計局が建設省と下話をいたしました、そうしてまゝとまらないところを私のところへ持ってくるのであります。南條現建設大臣と私との間では、御審議願つてゐるような予算で話がついたのでございます。

○中島委員 そこで、ただいま同僚委員からも再三質問があり、あなたの方の党でも、ガソリン税の増徴に対しては相当反響があるように聞いておりますが、大臣はただいま私の申し上げました、ワトキンスの勧告書にあるように、日本の産業経済を悪道路のために非常に圧迫しておる、こういうような情勢下におきまして、もし一般会計の方から国の予算上支出ができぬとすれば、道路公債を発行する御意思があるのかないのか、この点御研究願つたことがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 道路公債につきましては、研究はいたしました、ただいま発行する考えはございません。

○中島委員 私の仄聞するところでは、二月十一日に自民党の政調会の臨時税制改革特別委員会、委員長は小笠原三九郎氏であります、揮発油税

は若干引き上げるが、これと同程度以上を国より支出するということを決定して、あなたの方へ申し込んであるということをお伺いしております。また運輸委員会におきましても、揮発油税の増徴に對しましては反対であるという決議をされておるとも聞いております。従いまして、運輸委員会の意思、それからあなたの方の党の臨時税制改革特別委員会の意思なんかに對しまして、大臣はどういうお考えを持っておるか、この点をお伺いしたいと思います。

○池田国務大臣 そういふ各部会の意見のあることは聞いておりますが、私はただいまの予算、あるいは税制というものは、党の正式の機関に相談いたしまして決定いたしましたのでございます。

○中島委員 いろいろ各委員からも御質問があり、大臣からも答弁がありましたが、また大臣も忙しいので、私はこの程度でとどめたいと思つて、私も重ねて申し上げますが、このワトキンス報告書にあるように、日本の道路整備は四十九年間おくれである、これによつて日本の産業経済を非常に圧迫しておる、そして年間千八百億の道路整備費を今後つき込まなければ、日本の道路は世界の工業国水準並みにならない、こういうふうにはつきりと勧告されておるのであつて、大臣もこれを御承知だと思つて、しかも今までの歴年予算を見ると、建設省の要求が大蔵省で大幅に削られ、それで道路整備のために使われるべきガソリン税が、その他の失業対策などに使われておるという、こういうふうな状況なのであります。従いまして、本年

れば、生理的な要求もありましようけれども、しばらく御質問願つてけつこうだと思つて、なければ散会したいと存じます。(散会々々)と呼ぶ者あり。散会の御希望も強いようでありますから、これにて連合審査会は終了いたしました。

午後零時五十七分散会

度の二百億程度の大幅の道路整備費の予算を計上いたしましたけれども、それはほとんどガソリン税でまかなうというふうな状態でありまして、実に与党内におきましても、昨年度の軽油税に對してもあれだけの反対があつたのを、一年に置いてまたこれだけの増徴をする、こういう状態でありまして、非常な反響があるわけでありまして、従つて、国会におきまして言葉の上でのがれただけでは、国民の世論が許さない、こういうふうな状態になつておるのであります。どうも先ほどからの御答弁を聞いておりまして、内容の納得できるものはない、全く三百代目的の詭弁の答弁のようにしか思われぬ。実はこの間ある官庁の官房長が、最近新聞で委員会の記事を出すので、議員さんが勉強し出して困つてしまつたといふことを言つておりました、おそろしく今あなたも、それくらいの考えでいくらの答弁でお茶を濁そうと思つておるようでありますが、これは実に重大な問題でありまして、われわれもこの問題に關連して、官僚のそういう態度に對して十分な関心と決意を持たねばいかぬ、こういうふうに考えるわけでありまして、以上、幾らあなたに質問いたしましたところでも、あくものではございませんから、これで質問をやめることにいたします。

○山本委員長 大体予定いたしました時間より一時間余超過いたしております、参議院から非常に請求もきております。従つて、大臣はこの程度で解放したいと思つて、御了承願いたいと存じます。なお大臣以外の政府委員はおりますから、もし御必要があ